

三重県観光振興条例（仮称）骨子案・修正版

平成23年6月2日

前文

私たちの郷土三重県は、豊かな自然に恵まれ、人々が暮らすのに理想的な地として、古くから「美^{うま}し国」と呼ばれてきた。また、伊勢^{いせのくに}国、志摩^{しまのくに}国、伊賀^{いがのくに}国、熊野川以東の紀伊^{きいのくに}国から成る本県は、縦横に発達した街道を有し、人々の出会い、情報、文化等の交流の場を形成するとともに、行き交う人々に対するもてなしの心を今に伝えてきた地でもある。

観光は、その地に住む人々が先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を大切に守りながら、地域の個性を磨き上げる過程を通じ、自信を深め、郷土への誇りと愛着を育むことのできる社会の実現に寄与するものである。さらに、観光産業は、多様な事業の分野における特色ある事業活動によって構成されることから、その波及効果は広範囲にわたり、地域における雇用を創出し、地域経済を力強いものとする事への期待も大きい。

しかしながら、観光を取り巻く環境は、全国各地の観光地間競争が激しくなる等厳しさを増している。人々を魅了する観光地として、本県がこれからも選ばれ続けるためには、国内外に対する観光宣伝活動及び誘客の強化、魅力ある観光地の形成及び人材の育成、観光旅行を促進するための環境の整備等観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが必要である。そして、健康的でゆとりのある県民生活を実現する上で観光が重要な役割を果たすとともに、観光産業を本県の経済^{けい}を牽引する産業として大きく育て、及び確立させていくことが重要である。

このような考え方に立って、県、市町、県民、事業者及び関係団体が協働して、本県の観光の持続的な発展に向けて取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本県の観光の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務、県民の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画

的に推進し、もって県民生活の向上及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 自然、歴史、伝統、文化、食、産業、人材その他観光の振興に資する資源をいう。
- (2) 事業者 観光旅行者を対象として事業を行う者その他観光に関する事業を行う者をいう。
- (3) 関係団体 事業者で組織される団体その他観光に関する事業を行う団体をいう。
- (4) 県民等 県民、事業者及び関係団体をいう。
- (5) 観光行動 県民が、地域における観光の振興に関する取組に参画すること又は県内での滞在を目的とする観光旅行を行う機会の拡大を図ることをいう。
- (6) 誘客 本県又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等、本県への来訪意欲の増進を図り、及び観光旅行者の誘致を行うことをいう。

(基本理念)

第3条 観光の振興に関する施策は、県、市町及び県民等のそれぞれの役割に応じた相互の連携が確保されるとともに、本県の観光資源が有する魅力を有効に活用して県内外からの観光旅行が促進されることを旨として講ぜられなければならない。

2 観光の振興に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組が尊重されるとともに、県内の観光資源を充実させ、かつ、その継承が図られることを旨として講ぜられなければならない。

3 観光の振興に関する施策は、観光旅行者の満足度の向上が図られるとともに、地域の生活環境の保全と観光旅行を促進するための環境の整備との調和が図られることを旨として講ぜられなければならない。

第2章 観光の振興に関する役割等

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を

有する。

- 2 県は、市町及び県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を行うことができるよう必要な調整及び支援を行うものとする。

（市町の役割）

第5条 市町は、基本理念にのっとり、当該市町の特性を生かした観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第6条 県民は、基本理念にのっとり、魅力ある観光地の形成が図られるよう、観光資源の維持及び保全に努めるものとする。

- 2 県民は、観光の振興の意義に対する理解を深め、観光行動の実施に努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、観光旅行者の多様化する需要にこたえる役務の提供に取り組む等、観光旅行者の満足度の向上に主体的に努めるものとする。

- 2 事業者は、県、市町及び関係団体のほか、地域における他の事業者その他関係者との連携協力を努めるものとする。

（関係団体の役割）

第8条 関係団体は、基本理念にのっとり、観光に関する情報の提供、観光旅行者の誘致、受入体制の整備その他観光の振興に関する事業に取り組むよう努めるものとする。

- 2 関係団体は、前号の取組を行うに当たっては、県、市町その他関係者との連携協力を努めるものとする。

第3章 観光の振興に関する基本的施策

第1節 国内外に対する観光宣伝活動及び誘客の強化

（三重県の魅力に関する情報提供の充実強化）

第9条 県は、本県の魅力に関する情報提供の充実強化を図るため、印刷物、情報通信技術その他の媒体を活用し、県内の観光資源が有する魅力に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪及び滞在の促進)

第10条 県は、国内の観光旅行者の来訪及び滞在の促進を図るため、新たな需要の開拓、再訪の促進等誘客に関する取組の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第11条 県は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、本県の歴史、伝統、文化等を生かした観光宣伝活動及び誘客に関する取組の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(広域的な連携)

第12条 県は、観光の振興に関する取組の広域的な連携を図るため、本県及び他府県が有する観光資源を広域的に連結させた観光宣伝活動の実施、県内の観光地間の交流の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第2節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成

(地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第13条 県は、地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、県内の観光資源の維持、保全、育成及び開発その他必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第14条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲を有する者の知識及び能力の向上その他必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第15条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業に関する体験活動等を目的とする観光旅行等多様な観光旅行の普及の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(観光行動の促進)

第16条 県は、県民の郷土への誇りと愛着を育み、及び観光行動の促進を図るため、県内の観光資源に関する知識の普及、理解の増進その他必要な施策を講ずるものとする。

第3節 観光旅行を促進するための環境の整備

(観光地における良好な景観の形成)

第17条 県は、観光地における良好な景観の形成を図るため、地域の生活環境との調和が図られた景観の整備の促進、市町が行う良好な景観の形成に関する取組に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第18条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上その他必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第19条 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生の防止、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供その他必要な施策を講ずるものとする。

(交通基盤の整備)

第20条 県は、観光旅行者の移動の円滑化に資する交通基盤の整備を図るため、道路、公共交通等観光の基盤となる交通施設に関する整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

第4章 観光の振興に関する施策の推進

(基本計画)

第21条 知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 観光の振興に関する基本的な方針
- (2) 観光の振興に関する主要な目標
- (3) 観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

ない。

5 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。

6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。

(観光に関する統計の整備)

第22条 県は、市町、事業者及び関係団体と連携して、観光に関する情報の収集、動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備を図るとともに、その成果を市町及び県民等に公表するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 県は、市町及び県民等と円滑な連携及び協働を図り、観光の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 三重県観光審議会

(設置)

第25条 本県の観光の振興に資するため、知事の附属機関として、三重県観光審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第26条 審議会は、知事の諮問に応じ、本県の観光の振興に関する重要な事項その他知事が必要と認める事項について調査審議する。

(組織)

第27条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は10分の4を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第28条 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第30条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第31条 審議会の庶務は、農水商工部において処理する。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 三重県観光事業推進審議会設置条例(昭和34年三重県条例第25条)は、廃止する。